

第6回「職場における受動喫煙防止対策に関する検討会」におけるJTの意見陳述要旨

はじめに

受動喫煙につきましては、気密性が高く換気が不十分な場所において、眼や鼻、喉の刺激や不快感などを生じさせるケースがあり、また、たばこの匂いが気になるとお声もあるなど、たばこを吸われる方々の周囲の方々、特にたばこを吸われない方々におかれましては、しばしば迷惑となりうるものと認識しております。

なお、受動喫煙と肺がんなどの慢性疾患とを関連付ける科学的な根拠は十分得られていない点なども含めまして、私どもの受動喫煙に関する認識につきましては、資料の3ページ及び4ページに記しておりますのでのちほどご確認いただければと存じます。

私どもといたしましては、このような認識の下に、たばこを吸われる方々そして吸われない方々双方にとりまして我慢の押し付け合いにならないような「協調ある共存社会」を目指し、たばこを吸われる方々のマナー啓発活動を継続的に行うとともに、「分煙」の推進にも積極的に取り組んでいるところでございます。

私どもの分煙に関する取組は、大きく分けて普及啓発活動と具体的な分煙環境整備活動の2つがございます。

普及啓発活動につきましては、資料の5ページをご覧ください。当社ホームページやテレビ広告等を通じ、私どもの分煙に関する考え方や様々な分煙事例などを、より多くの施設管理者、利用者の皆様にお伝えする活動を積極的に展開しております。

分煙環境整備活動につきましては、現在4点の取組を実施しています。

1点目は、資料の6ページ、7ページにございます、不特定多数の方々が出入りする飲食店等における店頭表示活動です。お客様が、お店に入る前にそのお店の喫煙ルールを知って頂くことによって、たばこの煙がお嫌いな方々の不意なたばこ煙ばく露を防止するだけでなく、お店に対する苦情を低減しうる安価な施策であり、健康増進法の周知にも役立っていると考えております。

2点目は、資料の8ページから16ページにございます、大手ディベロッパーの方々や空港会社の方々などと協働展開している喫煙場所設置活動です。煙が漏れないように工夫され、かつ快適なソリューションを世の中に提示していくことにより、他の大規模な施設管理者の方々にも同様の環境整備を行っていただくきっかけになればと考えて実施しております。

3点目は、資料の17ページから19ページにございます、分煙コンサルティング活動です。分煙を望むビルオーナーの方々や施設管理者様の方々からのご相談を専門的に担当するチームを設け、当該施設の特性や利用者のニーズに応じた分煙コンサルティングを無償で実施しており、これまでに1800件以上のご相談をお受けしております。

最後4点目は、資料の20ページ、23ページにございます、未来の分煙に向けた取組です。私どもが最終的に目指す分煙のカタチとは「人を分けずに煙を分ける」ことであり、たばこの煙やおいを完全にコントロールし、たばこを吸われる方と吸われない方が同じ

空間にいても、たばこの煙やにおいが気にならないような空間の実現に向け、幅広い専門家と共同で研究開発に着手し推進しているところでございます。

受動喫煙に関わる社会環境は、ここ数年で飛躍的に改善・整備されてきていることは、私どもも肌で感じておりますし、資料24ページ、厚生労働省の委託研究でも報告されているところです。

本検討会におかれましては、従業員保護の観点から、労働安全衛生法に基づき、受動喫煙防止のための取組をさらに進めていくために、国として何が出来るかを議論されているものと認識しており、本日は、私どもの取組を通じて得ました知見をご提供させていただきたいと思っております。

一般の職場（一般的な事務所、事業場）での対策

ここからは、受動喫煙防止対策の進捗状況を事業者が自主的にチェックするためのものとして協議されている「進捗表」につきまして、私どもの知見や考え方をご説明申し上げます。

まずは、一般の職場即ち一般的な事務所や事業場に係る進捗表に関しましては、次の3点をご説明いたします。

1点目は、レベル5で言及されております「全面禁煙」についてでございます。

ディベロッパーや設計事務所の方々は不動産としての価値を高める投資としてビル共用部分の充実に注力しておられ、特にここ数年は共用の喫煙所設置に力を入れられておられます。しかし、仮に、いずれは全面禁煙にしなければならないという事であれば、そのような投資はしないというご判断をなさる方々が多くなるおそれがございます。そうなりますと、受動喫煙防止対策は各テナントの方々に委ねられてしまうこととなってしまうため、かえって、対策の推進が遅れるという懸念がございます。

また、全面禁煙を実施しているビルでは、たばこを吸われる方々が、屋外喫煙スペースからあふれ出たり、やむなく隣接するビルの喫煙所に移動するなど、行き場に困っておられるケースがよく見受けられます。こうした状況では、火災やセキュリティ面など、新たなリスクを惹起するおそれがございます。

本検討会は、職場での受動喫煙防止が目的でございますので、より制限的でない方法によっても達成することが可能であるという観点から、レベル5には、「禁煙」に限定せず、しっかりとした「分煙」も認めていくべきと考えております。

2点目は、レベル2からレベル4に記載されております「空間分煙」についてでございます。レベル3や4で記載されている「分煙効果判定基準」につきまして、「非喫煙エリアから喫煙エリアに向けて風速毎秒0.2mの気流の確保」は、多くの既存の事業所にとって大幅な既存設備の更新が必要となり、そのハードルは決して低くはありません。

対策が困難な理由につきましては、資料25でお示ししておりますが、中小事業所にとってはコストの観点からも対応が極めて困難となりますので、現実的には、大規模改修や増築・新築等の機会を活用するなど、相当程度の期間が必要となります。

一方、こうした中小事業所やテナントオフィスでも比較的取組が容易なものもございます。資料26ページから30ページで取組例をお示ししておりますが、比較的安価で、かつ取組を一步でも前進させることができる方法は多々ございます。受動喫煙防止対策を前進させるためには、実際に行われている分煙の取組を収集し、事業主の皆様を紹介していただくことが有用であると考えております。

3点目は、レベル1の記載についてでございます。

時間分煙のみならず、事業場の喫煙ルールや相談窓口などに関する情報を休憩室に掲示して、職場ルールを「見える化」することもご検討いただきたく存じます。事業者・従業員の方々との間で適切な受動喫煙防止対策のあり方について一層活発な議論がなされるようになり、結果、職場の実態に即した取組が着実に進展していくものと考えております。

顧客が喫煙する職場（サービス業）での対策

次にお客様が喫煙する職場、いわゆるサービス業に係る進捗管理表に関しまして、4点ご説明いたします。

1点目は、こちらでもレベル5で言及されております「全面禁煙」についてでございます。多くのサービス業の方々が、全面禁煙を行った際の売上影響等につきまして、非常に不安を持っておられます。実際、資料31ページ、32ページにあるように、屋内禁煙等の規制が導入された国では、飲食店の売上減少、屋外喫煙スペース拡大のための設備投資競争による小規模施設の廃業、従業員の解雇などの様々な影響が報じられております。資料33ページから38ページは、全面禁煙に踏み切ったイギリス・アイルランドの例でございます。規制の結果、消費者による飲食店の利用機会そのものが減少したり、客単価が減少して、多くの中小零細のお店が次々と廃業に追い込まれていったと聞いております。昨今の厳しい経済情勢の中で、たばこを吸われるお客様もたばこがお嫌いなお客様も取り込むための分煙への投資は、サービス業の事業者の方々にとっては売り上げ増加のための営業努力です。しかしながら全面禁煙は、事業者の方々にとって、単に売り上げ減少のリスクとしか捉えられなくなります。このことから、サービス業のレベル5におきましても、「禁煙」に加えて、しっかりとした「分煙」も認めていくべきであると考えております。

2点目は、レベル3及び4で言及されております「空間分煙」に「当該区域内ではサービスを提供しない」と補記されていることについてです。サービス業の事業者様、特に風営法対象施設の事業者様からは、「おたばこをお吸いになりたければあちらへどうぞ」というような対応をされているのは、お客様が店を利用しなくなったり、長時間の利用者が減少して、固定客の客単価が減少し、売り上げが落ちてしまうという心配をよく耳に致します。このため、「当該区域内ではサービスを提供しない」という条件が入っているのは、段階的に対策を前進させていくという形にはならなくなってしまいます。

3点目は、レベル1から4で言及されている分煙の種類についてです。

中小・零細の飲食店の方々は、分煙は推進したいが壁等の造作により喫煙スペースと禁煙スペースを完全に分割するのは物理的に困難というジレンマにも陥りがちです。

また、パチンコ店やマージャン店など風営法対象施設では客室内の見通しを妨げるような間仕切り等の設置は承認されない、という問題もございます。

バックヤードは一般事業所と同様に扱うことはできるとしても、業務上喫煙エリアに立ち入ることが不可避な職場につきましては、喫煙エリアでのばく露を少しでも低減させるための具体的な取組例を提示していくべきであると考えます。

たとえば、換気扇の増設等の方法に加えて、空気清浄機の設置や、あるいは既存換気扇の位置変更などによっても一歩前進は可能です。実際の改善事例につきましては、資料39ページから45ページをのちほどご確認いただければと存じます。

また、サービス業における従業員のばく露低減という観点からは、例えば、従業員の待機場所を煙の届きにくい場所にする、休憩時間やシフトを調整するなど、接客時の工夫事例を数多く提示していただくことも効果的であると考えております。

4点目は、レベル1の記載についてでございます。

サービス業におきましても、時間分煙に加え、職場ルールの「見える化」、接客時などの工夫例などといった就業ルールの「見える化」も有用であると考えております。

国の受動喫煙防止対策に対する要望

分煙コンサルティング等を通じた私どもの知見を踏まえたご説明は以上になりますが、一般の職場、お客様が喫煙する職場のいずれの場合であっても、職場における受動喫煙防止対策は、一律的な対策よりも、事業者と従業員あるいは従業員同士という関係者間でのコンセンサス形成をいかに支援できるかが重要であると感じております。

こうした考えに基づきまして、国の受動喫煙防止対策に対する要望といたしまして次の3点を挙げさせていただきます。

まず1点目は、「職場における喫煙対策のためのガイドライン」を含め現行の法令に関し、さらなる普及啓発をお願いしたい、ということでございます。

資料46ページをご覧ください。平成20年度の厚生労働省委託研究の結果によりますと、「ガイドラインを内容も含め知っている」と答えた事業所は全事業所の27.4%にとどまっております。また事業所規模が小さくなればなるほど、「知っている」と回答する割合は低下いたします。

ガイドラインを知らないので取組みようがない、という小規模事業所の方々が少なからず存在する可能性が、この調査から強く示唆されていると考えます。

資料47の神奈川における調査結果ですが、こちらからも明らかなように、法令の認知状況と取組水準には相関関係があります。

例えば、小規模事業所の方々の集まりに国から出向いて説明することやセミナーを開催する等、現行法令のさらなる普及啓発を図るだけでも、この検討会が目的とする受動喫煙対策の一歩前進が実現できるものと考えております。

要望の2点目は、各事業者の方々の取組に対する具体的な支援を検討していただきたい、ということです。

私どもの分煙コンサルティング活動に関心を抱かれ、相談に来られる方々がたくさんおられることは冒頭にご説明したとおりですが、改作の費用を尋ねられる際に、ひとつの目安として資料48のようなものをお見せしますと、もっと安いものはないか？というご要望が出されます。

先ほども申し上げましたとおり、一步前進を目指すならば、空気清浄機の効果的な設置方法や安価な造作による方法などをアドバイスできるのですが、「これで法律は大丈夫なのか？」とのご質問を受けますと、私どもには法律を有権解釈する権限がございませんので、お答えできず、事業者の方を失望させてしまうことが多々ございます。

例えば、私どものこうした活動をご了解していただければ、一步前進させるためのメニューを積極的にご提案することができますし、将来、新たな支援制度が策定された際には、合わせて積極的にPRすることもできます。

また、私どもといたしましては、具体的な取組メニュー充実のために、国との共同開発や共同研究を実施し、コンサルティング活動を一層充実できれば、大変ありがたいことと考えております。

最後となります、3点目の要望です。

本検討会は、事業者の方々にとって実施可能でバランスの取れた対策メニューを明らかにするために、多くの事業者の方々からヒアリングを行い、実現可能性や影響度合いを検討されているものと理解しております。

今後、仮に各種基準の改訂や施策の義務付け等、新たに何らかの制約を事業者の方々や喫煙する労働者の方々に課すということであれば、まず受動喫煙防止といった目的の科学的な意味について具体的に明確にした上で、どの成分へのどの程度のばく露がどのような健康影響を生じさせ、どの程度までそのばく露を低減する必要があるのか、等につきまして科学的なエビデンスベースで議論・検討されることになるものと承知しております。とりわけ、労働安全衛生法に基づく新たな規制ということになりますと、罰則付きの法的義務といった性格も併せ持つ可能性もございますので、規制の必要性、相当性及び明確性といった観点から慎重に議論・検討が必要との指摘もございます。

新たな規制の具体的な内容等につきまして、今後、検討会等を設置・開催されるとのことであれば、私どもとして、今回はご紹介していない受動喫煙の健康影響に関する科学的知見や、様々な受動喫煙防止のための措置に関する情報などもご提供させていただきたいと考えておりますので、ぜひ委員として積極的に参画させていただきたく存じ上げます。

(了)